

ミニデイ型および運動型通所サービスの6カ月卒業問題



# 要支援の通所サービスの強制終了を見直し 市民のみなさんの運動と市議団の論戦の成果

安倍政権の2015年度の介護保険法改定で、要支援1・2の人の訪問介護・通所介護が保険給付から外され、市町村が運営する「総合事業」に移行されました。それに伴い、名古屋市の通所サービスに6カ月の期限が設けられ、利用者に大きな不安を与えてきましたが、名古屋市は10月30日付で「6カ月強制終了」を見直し通知を出しました。

市民団体のみなさんの運動と市議団の論戦の貴重な成果です。

## 6カ月で通所サービスを強制終了

総合事業は、予防が目的で、介護を受けている高齢者にリハビリで自立することを求めます。名古屋市は、通所サービス（ミニデイ型および運動型通所サービス）の利用期間を6カ月までとして強制的に終了（卒業）する仕組みにしました。

サービス利用終了後は、高齢者サロンなど地域の身近な場所で自主的に介護予防に取り組んでいただくというのが名古屋市の考え方ですが、利用者から不安の声が多数出されていました。

## 強制終了の見直し求め質問—岡田議員—

岡田ゆき子市議は、名古屋市が2017年1月に行った訪問介護事業所へのアンケート調査の結果を示し、市議会でこの問題を追及しました。



「ミニデイ型」の通所施設では、市が作成した「予防プログラム」を実施することになっていますが、「利用者の状態が6カ月で改善できたか」の問いに、「改善できている」と答えた事業所はわずか15.8%にとどまります。「どちらとも言えない」が36.8%、未回答は36.8%でした。6カ月という短期間では、効果は測れないというのが多くの介護事業所の認識です。

岡田市議は、市の検証報告でも「利用期間が短く、効果が出る前に終わってしまう」「卒業後の運動や外出の頻度が心配」「6カ月では改善に至らないケースがある」との意見が出されていることを指摘。「現場の声を素直に受け止めて、“6カ月で強制卒業”の仕

組みをやめ、基準緩和型そのものを見直す」ことを求めました。

## 市民団体と共同し、市政を動かす

共産党市議団は、市議会での論戦とともに、愛知県社会保障推進協議会など市民団体のみなさんと共同して、名古屋市への要請や問題点の指摘を繰り返し行い、制度の見直しを求めてきました。

こうした運動が市政を動かし、来年4月から、通所施設を利用している7割に相当する人が基本チェックをした上で、継続して通所サービスを利用できるようになります。

引き続き、介護保険制度改善に力を合わせましょう。

## 名古屋市健康福祉局地域ケア推進課長通知（概要） （2019年10月30日）

### 基準緩和型通所サービスの利用期間の取り扱いの見直し

#### (1) 見直し内容

事業対象者相当の心身の状態である場合は、利用期間を更新できるものとします。

#### 【更新判定の流れ】

① 事業者が3カ月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状態を確認。



② いきいき支援センターが更新可否の判定  
基本チェックリストの結果が

事業対象者相当 → 更新可

事業対象者非該当相当 → 更新不可

#### (2) 対象サービス

ミニデイ型通所サービス

運動型通所サービス

#### (3) 見直し時期

2020年（令和2年）4月

#### (4) 事業者向け説明会（研修会）の開催

- ・ 時期 2019年12月11日（水）14時～（予定）
- ・ 場所 鯉城ホール
- ・ 内容 見直し内容、改訂版運営の手引き等の説明

#### (5) なごや介護予防・認知症予防プログラム研修会の開催

- ・ 時期 2020年2月頃（予定）
- ・ 詳細は決まり次第かいごネットにて周知

※ミニデイ型通所サービスの指定を受ける際、本研修修了者を事業所に1名以上配置することが指定要件となる。